

新旧対照表

○北海道財務規則

新	旧
(随意契約によることができる金額) 第162条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u> (2) 財産の買入れ <u>300万円</u> (3) 物件の借入れ <u>150万円</u> (4) 財産の売払い <u>100万円</u> (5) 物件の貸付け <u>50万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u>	(随意契約によることができる金額) 第162条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u> (2) 財産の買入れ <u>160万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 物件の貸付け <u>30万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u>